

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日は、
（日休む）
（翌日の翌日）

目 次

- ◇ 告 示 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
土地改良事業計画の適否の決定（十七件）
土地区画整理組合の設立の認可
- ◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数
当選の効力に関する審査の申立てについての裁決
- ◇ 公 告 高圧ガス販売主任者試験の実施
- ◇ 雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの
- ◇ 正 誤 昭和四十九年九月鳥取県告示第七七七号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥取医第一、九〇一号	大 円 修 身	昭和四十九年八月十三日
第一、九〇二号	米 増 美 保 子	〃

鳥取県告示第八百三十四号

昭和四十九年八月五日付で倉吉市から申請のあつた土地改良（勝負谷地区区画整理）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十九年十月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十五号

昭和四十九年八月八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（松上地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十六号

昭和四十九年八月八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（高住地

区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十七号

昭和四十九年八月八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（上野第二地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十八号

昭和四十九年八月八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(岩坪第二地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十九号

昭和四十九年六月二十五日付けで国府町から申請のあつた土地改良(吉野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十号

昭和四十九年九月十三日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(小河

内地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十一号

昭和四十九年九月十一日付けで関金町から申請のあった土地改良(湯原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十二号

昭和四十九年七月十日付けで西伯町から申請のあった土地改良(絹屋地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十三号

昭和四十九年八月二十八日付けで江府町から申請のあつた土地改良(佐川地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十四号

昭和四十九年八月二十八日付けで江府町から申請のあつた土地改良(西

成地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十五号

昭和四十九年八月二十八日付けで江府町から申請のあつた土地改良(袋原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十六号

昭和四十九年八月二十八日付けで江府町から申請のあった土地改良（日ノ詰地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十七号

昭和四十九年八月二十八日付けで江府町から申請のあった土地改良（御机地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十八号

昭和四十九年九月十三日付けで三朝町から申請のあった土地改良（西尾

地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十九号

昭和四十九年七月十九日付けで会見町から申請のあつた土地改良(鶴田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十号

昭和四十九年九月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(尾崎地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市田島土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

鳥取市田島土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和四十九年十月四日から昭和五十四年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市田島字前田下通り屯、字前田下通り式、字池端田測通り、字前畑ケ、字宮ノ下、字東土居及び字西土居の各一部並びに字池端中道通りの全部並びに松並町一丁目の一部

四 事務所の所在地

鳥取市尚徳町一一六番地（鳥取市建設部開発課内）

五 設立認可の年月日

昭和四十九年十月一日

六 事業年度

昭和四十九年度から昭和五十三年度まで
七 公告の方法
鳥取市役所及び三の施行地区周辺の鳥取市の掲示場に掲示する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十五号

昭和四十九年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八、五三一人
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、七〇五二人
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、七〇五九人
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、七〇四九人
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、六八二人

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、二八八人
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、六〇九人
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、三三九人
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、七〇〇人
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一六、四八八人
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三、三〇〇人
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、九五八人

鳥取県選挙管理委員会告示第八十六号

鳥取県岩美郡岩美町大字陸上四百七十九番地岡田光治から提出された昭和四十九年六月二十八日執行の岩美町議会議員の一般選挙における重複の効力に関する審査の申立てについて、昭和四十九年九月二十六日裁決を行ったので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 卓

裁 決 書

住 所 鳥取県岩美郡岩美町大字陸上479番地
 審査申立人 岡 田 光 治 (70歳)

上記審査申立人から昭和49年8月9日付けをもって提起された同年6月28日執行の岩美町議会議員の一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立ては、棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、昭和49年6月28日執行の岩美町議会議員の一般選挙(以下「本件選挙」という。)の当選の効力に関し、同年7月10日岩美町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対し異議の申出をしたところ、同年8月7日町委員会はこれを棄却する旨の決定をしたので、この決定を不服として、本件選挙の当選人のうち得票数270票以下の得票者の当選を無効とする旨の裁決を求めるところである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- (1) 本件選挙は、岩美町長選挙と同時に執行され、町委員会は投票管理者及び事務従事者の打合せ会において、投票用紙の交付は、岩美町長選挙を先に本件選挙を後にするよう指示を与えたにもかかわらず、岩美町内25投票所のうち、浦富第1投票所だけが町委員会の指示を守らず、両選挙の投票用紙を選挙人に何らの注意も与えず同時に交付して投票させたため、岩美町長選挙において229票、本件選挙において142票の無効投票があり、しかも岩美町長選挙の無効投票の中に本件選挙の候補者の氏名を記入した投票が200票もあった。

- (2) 選挙当日、浦富第1投票所へ行った某氏が他の投票所と投票用紙の交付方法が異なっていることに気付き、投票管理者にその旨指摘したにもかかわらず、投票終了まで投票用紙の同時交付を続行したことは、故意に

よる行為としか認められない。

(3) 浦富第1投票所において、投票用紙を交付する際選挙人に注意を与え、同選挙の投票用紙を別々に交付投票させていたならば、このように多数の無効投票はなく、従つて、本件選挙における得票数270票以下の当選人の順位に異動を生じ、下位当選人が落選し、落選者が浮上当選することとなるので得票数270票以下の当選人の当選は無効である。

裁 決 の 理 由

よつて、当委員会は、この審査の申立てを受理し、町委員会から公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「選挙法」という。)第216条において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第22条に規定する弁明書を徴し、さらに同法同条第3項の規定に基づき、町委員会の提出した弁明書の副本を申立人に送付し、同法第28条の規定による申立人の反論書の提出を得て、申立人が主張するような事実について慎重に審査した。

この審査の申立ては、得票数270票以下の当選人の当選の効力を争うものとして提起されているが、およそ当選の効力を争う争訟においては、当選人の決定自体に違法があること、すなわち、(1)選挙会の決定手続自体に違法があること、(2)各候補者の有効得票数の計算に誤りがあること、また、(3)当選人と決定された者の当選人となりうる資格の決定に関して誤りがあることとのこれらの三点のいずれかを主張しなければならないのである。

しかるに、申立人が主張するところは、いずれも選挙の管理執行に関する事項であつて、上記三点に該当するものでなく、申立ての全趣旨から判断すれば選挙の効力を争うものと思われるので、以下選挙の効力について

の申立てとして審査することとする。

そもそも、選挙が無効となるのは、選挙法第205条第1項の規定によりその選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合でなければならないので、これらを主眼として以下審理する。

1 本件において、申立人と町委員会の間で争いのない事實は、(ア)本件選挙と岩美町長選挙は同時選挙であつたため、町委員会は、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、町長選挙を先にし、次に本件選挙の投票を行う旨、決定し、6月21日告示を行つたこと。(イ)町委員会が、6月26日開催した、投票事務主任者打合せ会において原則として、投票の順序は、町長選挙を先にし、本件選挙を後にするよう指示したこと。(ウ)各投票所では、この投票順序で投票を行つたが、浦富第1投票所においては両選挙の投票用紙を同時に交付して投票させたことである。

2 一般に、二以上の選挙を同時に行う、いわゆる同時選挙における投票は、二以上の選挙の投票用紙を同時に交付して、記載、投函させる方法と、先に一の選挙について投票用紙を交付して、記載、投函させ、その後、順次他の選挙の投票用紙を交付して記載、投函させる方法の二つの方法がある。後者の場合の投票の順序は、選挙法第122条の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとされている。

町委員会は、本件選挙と岩美町長選挙の同時選挙の投票について上記(ウ)のとおり決定し、告示しているが、これは、各投票所の広狭、管理能力等のいかによつては、投票用紙の交付から記載、投函までの一連の

行為を選挙別に行うことができない投票所もあることを考慮のうえ、各投票管理者が上記のいずれの方法によることも可能であるようにその決定を投票管理者にゆだねるとともに、上記の後者の方法による場合の投票の順序を定めたものと解される。

申立人の主張するように、浦富第1投票所において、町委員会の指示を守らず、町長、町議の投票用紙を同時に交付したとしても、それは、浦富第1投票所の投票管理者が当該投票所における投票の方法を決定し、両選挙の投票用紙を同時に交付して投票させたものであり、また、町委員会の指示は、各投票管理者が上記の投票の方法を決定するに際し、できるだけ後者の方法によるよう単に指導したものであつて、上記に明らかにならぬ限り選挙の規定に違反するものではない。

さらに、町委員会の弁明によれば、浦富第1投票所は、町の中心部であり、商店、勤務者等が多く、選挙期日は平日のため投票時間前には、投票所入口前は選挙人で混雑したので、投票管理者が、投票所の広狭、管理能力等を考慮して、同時に投票させることとし、別々の事務従事者によつて、各選挙の投票用紙を注意を与えた上交付し、同時に投票させたものである。

仮に、申立人が主張するように、何等の注意を与えずに両選挙の投票用紙を同時に交付したとしても、また、早期における投票所の混雑は、浦富第1投票所のみでなく、他の24投票所も同様に混雑していたこと、さらに前回のダブル選挙においても同様混雑していたという事情があつたとしてもそれだけで浦富第1投票所の投票管理者のとつた措置が選挙の公正を著しく阻害したということにはならない。

は、選挙の明文の規定に違反しておらず、また、選挙法の基本理念である選挙の自由公正を著しく阻害したとはいえないので本件選挙を無効とする理由はない。

よつて、当委員会は、主文のとおり裁決する。

昭和49年9月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

公 告

一 高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和49年度第2回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和49年10月4日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第二種販売主任者 免状に係る試験	・高圧ガス取締法に係る法令 ・液化石油ガス法に係る法令 ・液化石油ガスの販売に必要な通常の 保安管理の技術	午前10時から 正午まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和49年11月16日（土曜日）

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 第二種販売主任者免状に係る試験 500円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、証紙には消印しないこと。

5 受験書の提出期限

昭和49年10月8日から昭和49年10月18日まで(郵送による場合は、昭和49年10月18日までの消印があるものは、有効とする。)

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

雑報

次に掲げる金品は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和49年10月4日から6箇月以内に申し出て下さい。

昭和49年10月4日

鳥取県中央児童相談所長

金品の名称	種類	数量	金額	児童が金品を所持するに至った経緯
現金	100円硬貨	2枚	200円	昭和49年3月13日午後4時ごろ鳥取市上国安に駐車中の自動車の中から窃取したもの
現金	1,000円札	1枚	1,000円	昭和49年3月16日午後4時ごろ鳥取市下国安に駐車中の自動車の中から窃取したもの
	100円硬貨	4枚	400円	
	50円硬貨	1枚	50円	
			計	1,650円

正誤

昭和四十九年九月鳥取県告示第七百七十七号(字の区域の新設等について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	誤	正
二	上	十三
二	上	十八
七	十八	十九

米川何鍋屋道西 米川向鍋屋道西